

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年11月6日

【事業年度】 第16期（自平成18年7月1日 至平成19年6月30日）

【会社名】 アクモス株式会社

【英訳名】 ACMOS INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 飯島 秀幸

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田神保町三丁目23番地神保町錦明ビル

【電話番号】 03（3239）2377

【事務連絡者氏名】 事業統括室 室長 中川 智章

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田神保町三丁目23番地神保町錦明ビル

【電話番号】 03（3239）2377

【事務連絡者氏名】 事業統括室 室長 中川 智章

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
（東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年9月27日に提出いたしました第16期（自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日）有価証券報告書の独立監査人の監査報告書の原本を電子化した監査報告書の日付に誤記がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

平成19年9月27日に提出いたしました第16期（自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日）有価証券報告書の当社の平成18年7月1日から平成19年6月30日までの連結会計年度及び平成18年7月1日から平成19年6月30日までの第16期事業年度に係る独立監査人の監査報告書の原本を電子化した監査報告書の日付に誤記がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

独立監査人の監査報告書 連結会計年度（自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日）

字句訂正箇所

日付

（訂正前）平成19年9月25日

（訂正後）平成19年9月26日

独立監査人の監査報告書 第16期事業年度（自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日）

字句訂正箇所

日付

（訂正前）平成19年9月25日

（訂正後）平成19年9月26日

独立監査人の監査報告書

平成19年9月26日

アクモス株式会社
取締役会 御中

ビーエー東京監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	原 伸之	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	若槻 明	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアクモス株式会社の平成18年7月1日から平成19年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクモス株式会社及び連結子会社の平成19年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社株式会社マックスサポートは平成19年9月21日に新宿労働基準監督署から指導票等の交付を受けている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 9月26日

アクモス株式会社
取締役会 御中

ビーエー東京監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	原 伸之	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	若槻 明	㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアクモス株式会社の平成18年7月1日から平成19年6月30日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクモス株式会社の平成19年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。